

平成二十四年 第九回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年九月二十七日(木) 午後二時

二 閉会日時 平成二十四年九月二十七日(木) 午後二時五十五分

三 会議開催の場所 教育研修センター五階 大会議室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長  
理事  
教育次長  
教育次長  
浪岡教育事務所長  
参事兼文化スポーツ振興課長事務取扱  
中央市民センター館長

小野寺 晃  
工藤 彦  
金澤 保  
成田 一三三  
和田 比呂志  
加藤 文男  
今牧 彦

文化財課主幹  
市民図書館長  
学務課長  
学校給食課長  
指導課長  
浪岡教育事務所教育課長  
総務課主幹

吉田 亘  
田中 聡子  
山谷 尚史  
本間 昭彦  
伴孝 文  
鳴海 雄大  
木谷 龍

佐藤 秀樹  
鎌田 慎也  
西村 恵美子  
平出 道雄  
石澤 千鶴子  
月永 良彦

六 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第三十三号 青森市文化財審議会委員の委嘱について

(二) 報告

- (一) (仮称)青森市スポーツ推進計画について
- (二) 青森市民図書館の建造物侵入について
- (三) 市内小学校における草刈り作業中の事故について
- (四) 全国学力・学習状況調査について
- (五) 市内男子中学生が逮捕された事件について
- (六) 平成二十三年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- (七) 青森市学校図書館読書感想文コンクール「学校賞」について

(三) その他

七 会議録署名委員

鎌田 慎也  
月永 良彦

八 会議の概要

午後二時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。  
議案第三十三号について審議を行い、原案のとおり決定する。事務局から七件の報告をし、平成二十四年第十回定例会の日程調整をした後、閉会した。

九 会議の状況

(一) 議事

それでは議事に入らせていただきます。  
議案第三十三号「青森市文化財審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

議案第三十三号 青森市文化財審議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

青森市文化財審議会は、青森市文化財保護条例第四十七条の規定により、文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議することを目的に設置する教育委員会の附属機関でございます。

審議会は、文化財に関する審議の必要が生じた際に、改めて文化財審議会委員を委嘱し、開催することとなっております。

現在、小牧野遺跡は、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の一つとして、関係自治体とともに世界遺産登録に向けた作業を進めておりますが、世界遺産登録の条件として、この度、小牧野遺跡からの「出土品」に対して「普遍的価値」や「真正性」の証明が必要となりました。

当該遺跡からは、配布している資料にありますように、土器約百五十箱をはじめ、石器二千七百九点、土製品八百五十二点、石製品九百十九点等が出土しておりますが、これらの出土品の中から貴重なものを「青森市指定有形文化財」に指定し、価値を証明したいと考えております。

「出土品」を「青森市指定有形文化財」に指定するためには、青森市文化財保護条例第四条第三項の規定により文化財審議会における審議が必要となりますことから、今回、新たに文化財審議会委員を委嘱するものでございます。

委員の委嘱に当たりましては、縄文時代の遺跡や出土品と、世界遺産登録制度に対する専門的な知識を有する方が適任でありますことから、青森県考古学会に推薦を依頼し、「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会 事務局長 一町田 工（いっちょうだ たくみ）様、青森県史編さん考古部会 副部長 葛西 勵（かさい つとむ）様、弘前大学人文学部 准教授 上條 信彦（かみじょう のぶひこ）様、青森県考古学会 会長 福田 友之（ゆきの）様、青森市文化財保護条例第四十八条の規定により、その委嘱について御提案申し上げます。委員として適任であると考えられますことから、深い知識を持ち、委員として適任であると考えられますことから、青森市文化財保護条例第四十八条の規定により、その委嘱について御提案申し上げます。

なお、今回委嘱する委員の任期は平成二十四年十月一日から平成二十六年九月三十日までの二年間となります。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の方から、小牧の遺跡から出土した出土品を指定文化財として審議するための委員を委嘱したいとの御説明がありました。これについて皆様から御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

御異議がないようですので、事務局から提案いただきましたこの議案第三十三号については、原案のとおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長

それでは、報告事項に入らせていただきます。今月の報告事項は、今回七件となっております。はじめに、「(仮称)青森市スポーツ推進計画」について、事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

(仮称)青森市スポーツ推進計画について御説明申し上げます。

説明の前に、配布資料の訂正が一箇所ございます。配布資料中段の少し下に、「平成二十四年十一月二十日から十二月二十一日私の意見提案制度」とありますが、こちらの十一月二十日は二十二日でございましたので、訂正いたなければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

市では、これまで平成十八年度を初年度とする「青森市スポーツ振興計画」を策定し、「明るく活気に満ちた生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に、各種スポーツ施策の推進に取り組んで参ったところでございます。

当該計画につきましては、当初、平成二十二年度までの五カ年を計画期間としておりましたが、最終年度である平成二十二年度におきまして、国においてスポーツに関する基本法ともいえるべき「スポーツ振興法」の改正、更にはこれに伴う新たな国の「スポーツ基本計画」策定の動向が確認されたため、本市の新たなスポーツ計画策定に当たっては、こうした国の動向も踏まえ対応することが望ましいとの判断の下、当面は現行計画の期間を延長することと現在に至っております。

こうした中、国においては昨年八月、スポーツ振興法を五十年ぶりに全面改正した「スポーツ基本法」を施行するとともに、本年三月には同法の規定に基づく新たな国の「スポーツ基本計画」が策定されるなど、本市の新たなスポーツ計画策定の環境も整備されたため、国の基本計画の内容を参酌しつつ、本市の実情に即した「(仮称)青森市スポーツ推進計画」を策定しようとするものであります。

まず、本計画策定の初段階となります素案の策定作業でございますが、現在、私どもの方で四月十九日と六月二十五日の二回にわたって開催しましたスポーツ推進審議会でいただいた御意見、現行計画に基づくこれまでの取組内容の検証(フォローアップ)、七月六日から七月二十七日までの期間に行いました、市内在住の三千人を対象に実施した市民意識調査、更には七月十三日から七月二十七日までの期間で、五十七に及ぶスポーツ団体を対象に行った競技団体アンケート調査、などから課題を抽出しまして、国の基本計画において取組項目として掲げられた内容も参酌しながら、新計画の素案づくりに取り組んで参ったところでございます。

今後の日程でございますが、お手元に配付させていただきました資料「(仮称)青森市スポーツ推進計画策定スケジュール(予定)」にもありますとおり、事務局として取りまとめた素案につきましては、

十月一日に開催予定のスポーツ推進審議会においてご審議いただいた後、十月二十六日に開催予定の次回教育委員会定例会において委員の皆様方にお諮りし、御承認を賜りたいと考えております。

その後、当該素案につきましては、十一月十九日に開催予定の「あもり市民百人委員広聴会」において委員の皆様からの御意見を伺うほか、十一月二十二日から十二月二十一日までの「ヵ月間、「私の意見提案制度(パブリックコメント)」を活用し、広く市民の皆様からも御意見をいただくこととしております。寄せられたご意見等を踏まえた最終的な計画案を事務局で取りまとめた後、素案策定時と同様にスポーツ推進審議会におけるご審議を経まして、来年二月十五日開催予定の教育委員会定例会において再度、委員の皆様にお諮りしまして、計画内容を決定してまいりたいと考えております。

事務局といたしましても、ライフスタイルの変化が急速に進展する中、健康で文化的な生活を送る上でスポーツの果たす役割は今後ますます重要になってくるものと考えており、多様なニーズに対応可能な実効性の高い計画を策定してまいりる所存でありますので、委員皆様には御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

ロンドンオリンピックに沸いた年ですので、本市においても、スポーツ推進計画をこのように進めて行きたいということで、

事務局のほうから御説明がありましたけれども、これについて何か、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようですので、それでは続きまして、報告(二)「青森市民図書館の建造物侵入に係る被害届について」事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

市民図書館の建造物侵入に係る被害届の提出について、御報告申し上げます。

去る九月二日(曜日)お昼ごろ、若い男女がもみ合いながら市民図書館の八階から七階まで降りてきたところ、七階の図書館入り口付近で、女性が助けてという声を発したことから、図書館の職員が駆け寄り、そのまま図書館から出て七階駐車場に移動しようとする男性を追いかけている最中に、女性から盗撮であるということを知り、追いかけてきましたが、五階の駐車場あたりで男性を見失いました。

改めてその女性から事情を聞いたところ、八階の女子トイレの個室から出ようとした際、隣の個室との仕切り天井の上部から、カメラのようなものを持った手が出ていることを不審に思い、そのままトイレの個室を出たところで待っていたところ、男性が隣の個室から出てきたとのことでした。

警察と協議した結果、図書館としては「本来立ち入るべきではない女子トイレ内に、男性が侵入していた可能性が高い」と判断したことから、建造物侵入による被害届を出したものであります。

多くの市民の方が気軽に利用する公共図書館のトイレ内でこのような事態が発生いたしましたことにつきまして、被害にあわれた利用者の方に対しまして心からお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが起きないように、これまで以上に防犯対策に努めてまいります。以上でございます。

委員長

ただいま市民図書館の建造物侵入についての報告がありました。これについて皆様から何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

お尋ねします。図書館のみならず、人の出入りが激しい公共の施設に防犯の対応と言いますが、不測の事態に対応するよう、マニュアルはあるものでしょうか。

図書館長　それは、図書館以外も含めてということでございますか。危機管理マニュアルというものがございまして、図書館におきましては、不審者対策ということで作っております。

西村委員　館長がおっしゃるように、今後このようなことがないようにお願いします。私も図書館を利用して様子などを承知しておりますが、今もなお不審者が逃亡しているのですよね。今後に対応するために何か対策をお願いしたいと思います。

委員長　日曜日ということは、通常よりも人が多いと思いますし、ましてやお昼ということなので。今後それらの不審者に対する対応をお願いしたいと思います。

委員長　それでは次の報告、(三)「市内小学校における草刈り作業中の事故について」事務局から報告をお願いいたします。

学務課長から説明

市内小学校における草刈り作業中の事故について御報告いたします。  
去る八月二十九日水曜日、橋本小学校において、午前十時から正午まで、技能労務担当職員二名が校舎北側の草刈り作業に当たっていたところ、草刈機の回転刃により小石が飛び、隣接するマンション「ポレスター橋本」に住む男性所有の自家用車ボディに傷をつけてしまったという事故が発生いたしました。

被害の状況につきましては、当該車両の助手席ドア、助手席側スライドドア及び助手席側後方の給油口付近の三箇所に、小石がぶつかつた際にできた一〜三ミリメートル大の傷がついたものでございます。

今後、被害者及び事務局、双方で損害賠償について協議し、合意に至った際には示談の手続きを進めるとともに、改めて定例会で御報告いたします。

事務局といたしましては、草刈り作業時の事故防止と安全確保を図るため、あらためて作業従事者に作業の手順などを再確認させ、安全な作業に努めるよう各学校へ働きかけて参ります。

委員長　ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員　この損傷はどなたが確認したのですか。目撃者がいたということでしょうか。それとも作業していらした方が気付いたので

しょうか。人身事故でなくてよかったですと思います。ただ、度々このようなことが起きるのであればなにかしら対策をとらなければならぬと思いますが、頻度からいってどのようなものなのでしょうか。

学務課長

それについては、車を所有している男性の母親が洗車をしていたところ、傷がついているのを確認したとのことです。技能労務職員二名は、小石が飛んでぶつかったということについては確認がとれないとの事ですが、確かに自分たちがやっていた作業で小石が飛んでいった可能性が十分にあるとのことでした。その場で技能労務職員二名、当該学校の校長、車の所有者の母親で傷を確認したということでございます。

委員長

すみません、あと一点。恐らく、機械で草刈をしていたと思うのですが、通常どういった防御策をしているのでしょうか。例えば、前方何メートルかのところにはフェンスか何かをやって、小石が飛んだら防ぐようにするとか、こういう作業中の対応というか、マニュアルみたいなものがあるのでしょうか。

学務課長

教育委員会の安全衛生委員会で、草刈作業にかかる研修等を実施しております。その際には、例えば近くに車などが停まっているのであれば、回転数を落として作業するとか、物が飛んで今回の事故に至ることが想定されれば、そこは草刈機を使うのではなく、手作業で行うといったような研修を行っております。

委員長

はい、わかりました。その他何か御意見、御質問等ございませんか。

委員長

よろしければ、次の報告に移らせていただきます。(四)「全国学力・学習状況調査について」事務局から報告をお願いいたします。

#### 指導課長から説明

平成二十四年度全国学力・学習状況調査の結果の概要及び平成二十五年度の実施内容について御報告いたします。今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、去る四月十七日に全国約三十パーセントの学校を抽出し、本市においても小学校八校、中学校六校が抽出され、これまでの国語、算数・数学に、理科を加えて実施されたところであり、このほどその結果が文部科学省より公表されたところであります。

配付資料を御覧下さい。

本調査は、国語と算数・数学につきましては、主として「知識」を問うA問題と、主として「活用」を問うB問題が出題されております。また、今年度初めて実施した理科につきましては、「知識」を問う問題と「活用」を問う問題が一体的に出題されております。

調査結果につきましては、都道府県別の結果のみの公表となっており、本県の小学校は、全ての教科で全国の平均正答率を上回っており、都道府県別でも上位に位置しております。

一方、中学校は、数学Bでわずかに全国平均を下回ったものの、そのほかの教科については全国の平均正答率を上回っております。

また、本県及び全国の共通の傾向として、「知識」に関する問題の正答率に対して、「活用」に関する問題の正答率が下回っております。

本市の結果につきましては、全ての教科で小・中学校ともに全国及び本県の平均正答率を上回っております。

本市の傾向として、全国や本県と同様に、「知識」に関する問題に比べ、「活用」に関する問題の正答率がやや低いことから、児童生徒の思考力・判断力・表現力などの、活用する力を、日常の授業を通しながら一層高めていくことが、課題であるといえます。

事務局といたしましては、今後、本市の調査結果から課題や、その対応策などを明らかにし、全小・中学校へ提供するともに、研修講座や学校訪問などを通して、学校における児童生徒への学習指導や家庭学習も含めた生活習慣の改善に役立ててまいります。

今年度の調査につきましては、希望利用校として抽出校以外の学校も調査に参加したところであり、本市におきましては、小学校は、抽出校八校、希望利用校二十二校、あわせて全体の六十三・八パーセントにあたる三十校が、中学校は、抽出校六校、希望利用校七校、あわせて全体の六十五パーセントにあたる十三校が、参加しております。

なお、希望利用校の調査結果につきましては、各校で採点と行うこととなっており、公表された結果には含まれておりません。また、来年度の全国学力・学習状況調査につきましては、全ての小・中学校を対象とした調査を実施する予定となっております。

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございましたら、どうぞおっしゃってください。

委員長

西村委員

この、小学校の希望利用校は、四十六・八パーセントとなっておりますが、採点を本校でというところがネックになって希望しなかったのでしょうか。それから、次年度は全校となっているのは、全国的に決まっていることなのでしょうか。

指導課長

二点の質問についてお答えいたします。まず、希望利用校につきましては、中学校におきましては修学旅行が重なったところがございます。小学校におきましても宿泊研修などに重なったところがございましたので、その点でこのような数字になったのだと思われれます。また、来年度に関しましては、全国一斉に公立の小・中学校が行うということになっております。

月永委員

全国学力・学習状況調査は、昨年度震災のために中止となりましたが、ここ数年、全部の学校が参加するのが三回、抽出するのが二回行われています。結果として本県は、小学校は非常に高いレベルにあり、中学校もかなりいいところにあります。それより更に青森市の状況は、小学校も中学校も上にあるということ、本市における学力はかなり高い位置にあり、ほっとしています。

ただ、毎年問題になるのですが、活用・応用に関する問題の正答率が少し落ちており、普段の授業やこれからの教育の中で、学校と協力をしながらいい授業にして、活用・応用能力を高めていくように努力して行きたいと思っております。

なお、来年度はまた、全学校が参加するシステムで行われますので、さらにはつきりしたデータが出てくると思います。それを見ながら、本市の教育のあり方というものを考えて行きたいと思っております。

委員長

他に何か御意見などございますか。

それでは私のほうから、素朴な疑問なのですが、先ほど国語と算数あるいは数学については知識を問うものと活用を問うものとなりましたが、理科の方にはないですね。それとも一つ、この資料の中で「理科については三年に一度程度の実施が妥当との考え方から」とありますが、妥当の根拠がわからないのですが、この辺を教えてくださいたいのですが。

指導課長

理科に関しましては、知識を問うものと活用を問うものがミックスされた問題が出題されております。それから、三年に一度ということにつきましては、文科省からの通達でございます。本年度、学習指導要領が中学校で全面实施となりまして、理数系の教科について重点が置かれたことも理由の一つとなり、今回このような形で理科が加わったと思われる。

委員長

その他に御意見などございませんか。

委員長

それでは次の報告に移らせていただきます。次は(五)「市内男子中学生が逮捕された事件について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

市内男子中学生が逮捕された事件について、御報告申し上げます。

去る平成二十四年八月三十日木曜日、午後八時三分、市内の男子中学生、十四歳、一名が窃盗万引きの容疑で逮捕されるという事件がございましたので、その概要を御報告いたします。

逮捕された男子中学生は、平成二十四年八月二十九日水曜日、午前二時四十分ごろ、市内コンビニエンスストアで、たばこ一個、販売価格四百四十円を窃取したものであります。

今回、中学生が逮捕されたことは、誠に遺憾であり、事務局では、当該生徒のケアについて指示するとともに、当該中学校の生徒指導体制を支援しているところでございます。

また、八月三十一日付けで、夏休み中における児童生徒の生活の様子や人間関係の変化等を把握するとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、適切な指導を行い、児童生徒一人一人に具体的な目標を持たせ、充実した二学期の教育活動を展開するよう、全小・中学校に緊急の通達を出したところであります。

今後におきましては、学校、家庭、警察をはじめ、その他関係機関等との連携を一層強化し、児童生徒の非行防止に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

西村委員

こういつ少年の数は増える傾向にあるのか、どうなのか。それから、この子どもが先ほどお話があったように、指導ということで、どのようなケアをなさるのか、少し具体的にお話下さい。

指導課長

まず、昨年度と比べて今年度が増加しているということは、まだ一学期の段階ですので何とも言えませんが、一学期に学校から提出された生徒指導の報告をみても、昨年度とあまり変わっていない状況であります。

それから、二点目のケアの問題でございますが、この子はその後、家に戻されまして、学校の方で家庭訪問、それから児童

相談所や教育委員会が学校に聞き取りをしながら、または更に指示しながら子どもものこれからの生活についてアドバイスをしている最中でございます。その甲斐もあって、九月に入ってから、その子は学校に登校し始めたと聞いております。今後は家庭のほうにも協力を得ながら、これからの進路について対応していきたいと思っております。

委員長

その他、ございませんでしょうか。それでは私のほうから少しだけ。逮捕理由が前日の午前二時四十分くらい、逮捕に至ったのが翌日の午後八時ということですが、通常このようなケースは、これくらいの時間がかかっているものなのでしょうか。

指導課長

この事件に関しましては、コンビニエンスストアのほうで通報があり、その後警察が来てビデオカメラなどを見て検証するの時間がかかりますので、このような形になっているのだと思います。

委員長

はい、わかりました。ぜひ間違いに気付いて、更正していけるよう、丁寧な指導をお願いします。それでは、次の報告に移らせていただきたいと思います。(六)「平成二十三年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」事務局から報告をお願いします。

#### 指導課長から説明

平成二十三年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、御報告申し上げます。

本調査につきましては、文部科学省が全国の国公私立の小・中学校及び高等学校などを対象に、児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について毎年調査しているものであり、先般、全国及び本県の調査結果が新聞報道等で公表されたところでございます。

つきましては、青森市における暴力行為、いじめ、不登校の概要について順次御報告いたします。

配付資料を御覧下さい。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊をあわせた暴力行為の発生件数は、小・中学校あわせて六十三件となっており、平成二十二年より九件、十六パーセント増加しております。千人あたりの発生件数で比較すると、全国、県よりも下回っております。

また、暴力行為のうち生徒間暴力が二十九件で、全体の四十六パーセント、対教師暴力が二十二件で、全体の三十四パーセントを占めております。

いじめにつきましては、いじめの認知件数は、小学校が二十三件、中学校が百三件となっており、小・中学校あわせて平成二十二年より五十三件、七十二・六パーセントの増加となっております。

この内、小学校で二十二件、中学校で百一件が年度内に解消しており、解消率につきましては、小学校が九十五・六パーセント、中学校が九十八パーセントとなっております。

なお、解消に至らなかった小学校二件、中学校二件につきましては、教員による面談やスクールカウンセラーによる教育相談等により、解消に向け、今年度も継続的対応に努めているところであります。

また、千人あたりの認知件数で比較すると、小学校においては全国、県より下回っておりますが、認知されていないケースもあるとの認識に立ち、早期発見に努めて参りたいと考えております。

不登校につきましては、小・中学校あわせて三百二十七人となっており、平成二十二年より、二十人、六・五パーセントの増加となっております。

なお、在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合で比較すると、小・中学校とも全国、県よりやや上回っております。

また、不登校児童生徒のうち、平成二十三年中に登校できるようになった児童生徒数の割合は、小・中学校あわせて四十一パーセントで、平成二十二年より四・九ポイント上回っております。

事務局といたしましては、これまでも学校及び保護者等との連携を図りながら、これらの問題に対応してきたところではありますが、依然、問題を抱えている児童生徒がおりますことから、今後におきましても極めて重要な課題であるとの認識をもって対応して参りたいと考えております。

暴力行為、いじめ、不登校に関しましては、第一に未然防止に努めることが最も重要であると考えております。児童生徒を取り巻く環境やその背景が複雑化、多様化している中、一人一人が集団や他者との関わりの中で、好ましい人間関係に支えられながら、自己実現できる学校づくりを、これまで以上に支援して参りたいと考えております。

また、これらの問題を深刻化させないためには、早期対応が重要になりますことから、事務局といたしましては、今年度から全ての小・中学校を対象に生徒指導の学校訪問を実施するとともに、カウンセリングアドバイザーを市教育研修センターに配置し、各学校に派遣できる体制を整え、暴力行為、いじめ、不登校への取組に対する指導・助言に当たらせるところであります。

今後におきましても、各学校が、それぞれの実情に応じて、保護者、地域、警察及び児童相談所などの関係機関との連携強化を図るとともに、校内組織を機能させることにより、学校全体で問題の早期発見・早期対応に努めるよう、

各学校を指導・支援して参りたいと考えております。  
以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

平出委員

いじめはどのようにして認知されるのでしょうか。もう一つ、いじめが解消したというのはどういった状態のときに解消したとみなすのでしょうか。それから、いじめと不登校の関係については何か調べられているものでしょうか。

指導課長

まず、いじめの認知についてでございますが、各学校でアンケート調査や家庭訪問、子ども達が毎日提出する日記など基に学校で認知しているという状況です。いじめの解消の状況につきましては、いじめられた本人が、もういじめられていないという状況が一定期間続き、いじめた方も、もういじめていないなど、いじめられた子ども達の状況を学校で把握し、解消したかどうかを判断しています。いじめと不登校についての関係につきましては、いじめによって不登校になるというケースもございます。ただ、それが全てであるということではなく、不登校には家庭の事情が原因であったり、本人の精神的なものであったりと、いろいろなお問題がございます。

委員長

その他何か御意見、御質問等ございませんか。

月永委員

今回は滋賀県大津市のいじめからの自殺ということで、全国的に非常に大きなセンサーシヨナルが起きたわけですが、我が市でもこのいじめに関しましては、どの学校でも、いつでも起こりうるものだという認識のもとに、校長先生方を通じて、各学校で子ども達を観察・対応していただきたいということを再三申し上げて参りました。数もなかなか減らないわけでありますけど、マスコミが取り上げるにしたがって、子ども達もちょっとした事でも、これはいじめられているんだ、あれはいじめに遭っているんだ、ということを備に先生方に報告する、または教えるということができ、これは非常に大切なことだと思います。本市といたしましては、解消率が九十七・六パーセントと非常にいいように見えるのですが、私たちとしては、やはり百パーセントでなければいけないものです。それにむけてアドバイザーやスクールカウンセラー、それから地域や保護者との連携も密にしながら、いじめがないようにしたいと思っております。

それから、不登校の数が青森ではまだ非常に多いということですが、これも今、我々の課題となっております。不登校の問

委員長

題につきましては、なかなか解消することが難しいわけですが、このセンターにも教育相談員がおりまして、非常にきめ細かく、そして解消に向けて取り組んでくれていて立ち直った子ども達がいるわけですが、それでもなおかつ数が減らないと言う実態を肝に銘じながら、私たちも不登校に対してきめ細やかな対応を心がけていくようにして参りたいと考えております。

その他何か、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは次の報告に移らせていただきます。(七)「青森市学校図書館読書感想文コンクール」学校賞について「事務局から報告をお願いします。

#### 指導課長から説明

青森市学校図書館読書感想文コンクールに新たに設けられた「学校賞」について、御報告いたします。

本市におきましては、児童生徒が学校生活の中で読書を楽しむ、読書に親しむ機会を得るなど、子ども読書活動の一層の推進を図ることを目的に、平成十七年度から、心豊かな子ども読書活動推進事業に取り組んでいるところがあります。

本事業は、「青森市学校図書館読書感想文コンクール」、「青森市子ども読書活動推進」より『青い森のこども読書』発行、「市民図書館と連携した学校図書館支援」の三事業で構成されており、この中で、「青森市学校図書館読書感想文コンクール」につきましては、事業を開始した平成十七年度には、応募作品数は二百二十二点でありましたが、平成二十三年度は三千九十一点の応募作品を数える大きなコンクールに育っております。

コンクールでは、これまで、小・中学校毎に「読書感想文部門」、「読書新聞部門」、「図書館だより部門」の計六部門の表彰を行っていましたが、今年度、新たに「学校賞部門」を設けたところであります。

「学校賞」は、学校図書館の環境整備と読書活動推進を目的に、児童生徒の優れて顕著な読書活動や良好な学校図書館運営がなされている学校を小・中学校各一校選出し、表彰するものであり、当該校には五万円相当の副賞が贈られることになっております。

なお、教育委員の皆様におかれましては、各学校から提出された応募調書と児童生徒の読書活動を記録したDVDを基に「学校賞」の審査をお願いしたいと考えており、審査は次回、十月の教育委員会定例会終了後を予定しております。

事務局といたしましたは、「学校賞」を新設することで、学校を挙げて読書活動に取り組みつとめる意識が高まり、本を手にする児童生徒がこれまで以上に増えるものと考えておりますので、御協力のほど宜しくお願いいたします。

委員長

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

学校賞を新設し奨励を継続されていくことと思いますが、この読書感想文、新聞、図書館たよりは毎年読ませていただき、充実しておりますが、図書委員会とか、あるいは保護者に向けてとか、この結果を活用している学校はあるものでしょうか。

指導委員

これらの部門について、「青い森のこども読書」という子ども新聞を、各市民センターや公共機関に置いております。それをもとに、小・中学校では、参考にしているところを取入れている学校が増えてきていると担当から聞いております。

西村委員

できれば、この結果が目的ではなく、その後、習慣化し広がっていく読書に発展していったければいいなと思っております。よろしくおねがいします。

委員長

その他何か御意見、御質問等ございませんか。

月永委員

心豊かな子ども読書活動推進事業は、七年前に読書推進計画を作るときと並行しながら、なんとか子ども達の豊かな心を育みたいということで、青森市は読書が盛んであると定着させていくという試みで行ったものであります。これは順調に各学校が努力なさいまして、保護者なども巻き込みながら全校ぐるみで読書活動をしている姿は、この七年間ですいぶん成長してきましたし、広がってきたという認識です。

読書と感想文というと、感想文を書くために読書をするわけではなく、これは読書活動が広がっていくために感想文を賞賛していくということから始めたわけです。これが指導課長の報告があったように、七年間で十倍近い応募数になり、内容も非常にいい作品がたくさん出てきています。今回は特にいろんな意味で読書活動を全校ぐるみで保護者も巻き込みながらやっていることを賞賛しながら、さらにそれを皆さんに知らしめることで、読書活動はこういう方法もある、こういうことも出来る、ということでもさらに広まるのではないかとこのことで、この学校賞を設置しました。結果を重んじるよりも、これから更に青森市の子も達が豊かな心になっていくように読書活動を一つの基盤にしながら、子ども達の心を育んでいきたいという意図

でこの学校賞を新設しました。教育委員の方にも審査をお願いするということなので宜しく願います。

西村委員

今、お話を伺って非常に希望が湧いたような気がします。できればこの読書感想文コンクールの発表といったようなものも兼ねて、子どもの読書の推進に関する法律の中に「四月二十三日子ども読書の日」というものが制定されており、今現在各校で行われている事業の中を検証しながら全市的に図書館と連携しながらブックフェア的な、あるいはこの読書感想文の発表といったようなものを今後計画・企画してみたいなというような気になりました。

委員長

その他よろしいでしょうか。指導課長、応募の締め切りが明日とのことですが、応募の状況はどのようなものでしょうか。

指導課長

読書感想文のほうは、大分来ておりますが、今日中学校のほうで研修会などございまして、その帰りに入れるということも多いと聞いております。今のところ、学校賞の応募の方もたくさん来ているようでございます。

委員長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(一)

その他

委員長

よろしいですか。特になければ、次回の定例会について、協議したいと思えます。

総務課主幹

次回の定例会につきましては、十月二十六日金曜日、午後三時から、場所は教育研修センター四階第二研修室で予定しております。

委員長

事務局から次回の定例会の日程の調整がありました。皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

それでは次回の開催を、十月二十六日金曜日、教育研修センターといたします。

平成二十四年九月二十七日開催の平成二十四年第九回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年十月二十六日

書 記

小豆畑 世津子

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年十一月十九日

署名委員

鎌 田 慎 也

署名委員

月 永 良 彦